

学校と家庭等の関係者が一致した方針で子どもと接していくために

子どもの年齢、発達の段階、障害の状態や特性及び男女の別等に応じた指導や介助を、学校と家庭等の関係者が一致した方針や方法で行うことは大変有効です。例えば、PTAや父母の会などと協同して研修を実施します。

《研修内容の例》

「家庭や地域生活の中での子どもとのかかわり方」

「心身の発達と第二次性徴」

「地域で子どもが性被害にあわないようにするために」など



千葉県内の相談機関（主な教育機関）

学校は、年度当初に幼児児童生徒や保護者からの相談に、いつでも気軽に応じられる体制を作り、相談員や相談機関を明記したプリントを配付しましょう。

- ①配布プリントには、自校の電話番号や相談員の名前を明記しましょう。
- ②学校以外の相談機関の連絡先も明記しましょう。

【教育事務所・分室の教育相談室】

●葛南教育相談室	047(433)6031	●東葛飾教育相談室	047(7124)9779
●北総教育相談室	043(486)6109	●香取教育相談室	0478(54)1528
●東総教育相談室	0479(23)5954	●東上総教育相談室	0475(23)4460
●山武教育相談室	0475(54)1093	●夷隅教育相談室	0470(82)2412
●南房総教育相談室	0438(20)3396	●安房教育相談室	0470(25)3398

【千葉県教育委員会の相談センター】

相談専用電話

●子どもと親のサポートセンター	0120(415)446	(受付時間 平日 8:30~17:15)
●総合教育センター特別支援教育部	043(207)6025	(受付時間 平日 9:00~17:00)

【その他の相談機関】

詳しくは、千葉県教育委員会ホームページに掲載中
青少年補導センター、千葉県警察少年センター（ヤングテレホン）、千葉地方法務局など

千葉県教育委員会におけるこれまでの取組

学校からセクハラをなくすために

ちばの教育：千葉県教育委員会ホームページに掲載中

- 職場におけるセクシャルハラスメント防止に関する要綱（平成11年4月）
- セクシャルハラスメント相談マニュアル（平成11年4月）
- 教職員と幼児・児童・生徒、保護者との間におけるセクシャルハラスメント防止についての指針（平成11年8月）
- 県立学校生徒用リーフレット「なくそう！セクハラ」（平成21年11月）

◎本リーフレットも掲載中です。増刷して活用してください。

The screenshot shows the Chiba Prefectural Education homepage with a specific link highlighted: 'Schools from Sekihara to None'. Below it, there is a detailed description of the guidelines and a table of contents for the 'Sekihara Prevention Manual'.

【教職員向けリーフレット】

教職員と障害のある幼児児童生徒が信頼し合い、豊かな人間関係を築いていくために

～幼児児童生徒の気持ちを尊重したかかわり合いとセクシャルハラスメントの防止～

平成22年11月

発行：千葉県教育委員会

内容に関する問い合わせ先 電話043(223)4045(特別支援教育課)



教職員向け

教職員と障害のある幼児児童生徒が

信頼し合い、豊かな人間関係を築いていくために

幼児児童生徒の気持ちを尊重したかかわり合いとセクシャルハラスメントの防止



学校や学級の雰囲気が温かく、安心して学べる学校。かけがえのない一人の人間として大切にされる学校。自分の存在を実感しながら、目標に向かって努力し自己実現の喜びを味わうことができる学校。障害の有無にかかわらず幼児児童生徒は、このような学校の中で自らを成長させていきます。

ところが、障害のある幼児児童生徒とかかわろうとするとき、障害や障害者についての理解不足やコミュニケーションの不十分さなどが、人間関係や信頼関係を築いていくことを難しくすることができます。その結果、幼児児童生徒を困らせてしまうことになり、特に性に関する内容については、重大な問題になることがあります。障害のある幼児児童生徒の人権を尊重し、プライバシーを守るかかわり方や特に性に配慮したかかわり方については、幼児児童生徒の心や体の成長、障害の状態や特性などを考慮した適切な方法をとっていく必要があります。

このリーフレットは、その方法を考える際の基本をまとめたもので、これまでに示したセクシャルハラスメント防止に関する指針等（最終ページを参照）を補完する資料として、校内の研修会等で活用してください。

平成22年11月

千葉県教育委員会

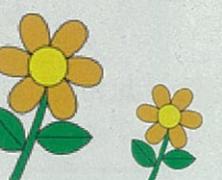


障害のある幼児児童生徒の人権を尊重し、プライバシーを守るかかわり方を

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍している障害のある幼児児童生徒と教職員とのかかわり合いは、登下校、移動、給食（昼食）、通常の授業、修学旅行等の学校行事、部活動など学校生活のさまざまな場面で想定されます。かかわり合いの場面では、言葉によるコミュニケーションだけでなく、身体に直接触れる機会もあります。

右の表は、学校生活のさまざまな場面で身体に触れる必要があるときの指導や介助の基本をまとめたものです。

教職員一人一人が、これらの基本に照らしながら、日々の指導や介助を振り返り、教職員と障害のある幼児児童生徒が信頼し合い、豊かな人間関係を築いていきましょう。



身体に触れる必要があるときの指導や介助の基本

- 1 明るく開かれた学習の場を用意すること
- 2 原則として同性の教職員によること
- 3 保護者等と確認した方法や手順で行うこと
- 4 子どもの気持ちや意志（思）を確認すること
- 5 プライバシーを守るために配慮すること

かかわりの ポイント

基本 1

明るく開かれた学習の場を用意すること

- ①教室や個別学習室などは、採光や室内の整理整頓に留意し、明るく清潔で室内の状況がわかる工夫をしましょう。
- ②大勢集まる場合は、密着度が高まらないような教室などを選び、適切な距離を保ちながら、双方向のコミュニケーションが快適にできるようにしましょう。
- ③登下校時などのあいさつでは、幼児児童生徒の表情や行動から気持ちなどをくみ取るようにし、不必要的身体接触を行うことがないよう適切にかかわりましょう。

基本 2

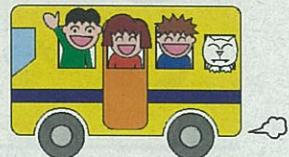
原則として同性の学校職員によること

- ①日常の着替え、排せつ、入浴、女子の生理等の指導や介助は、原則として同性の教職員が行いましょう。幼児児童生徒の年齢や状況等によっては、適切と考えられる教職員が行うようにしましょう。
- ②水泳指導時の着替え、校外学習時の排せつ、宿泊学習時の入浴などは、教職員がどのような分担で指導や介助にあたるかを明らかにしておきましょう。

基本 3

保護者等と確認した方法や手順で行うこと

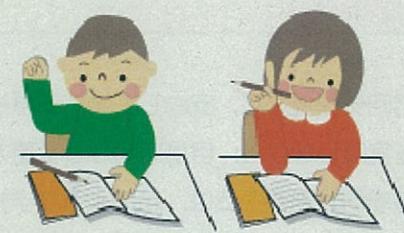
- ①身体に触れながら歩行を介助するとき、車椅子からベッドへ移動するとき、ベッドで姿勢をえるとき、スクールバスに乗降するときなどは、予め保護者や他の関係者と確認した方法や手順で行いましょう。
- ②これらの方や手順は、個別の指導計画や個別の教育支援計画などに記録しておき、様々な学習場面で関係する教職員間で共通理解をしていきましょう。



基本 4

幼児児童生徒の気持ちや意志(思)を確認する

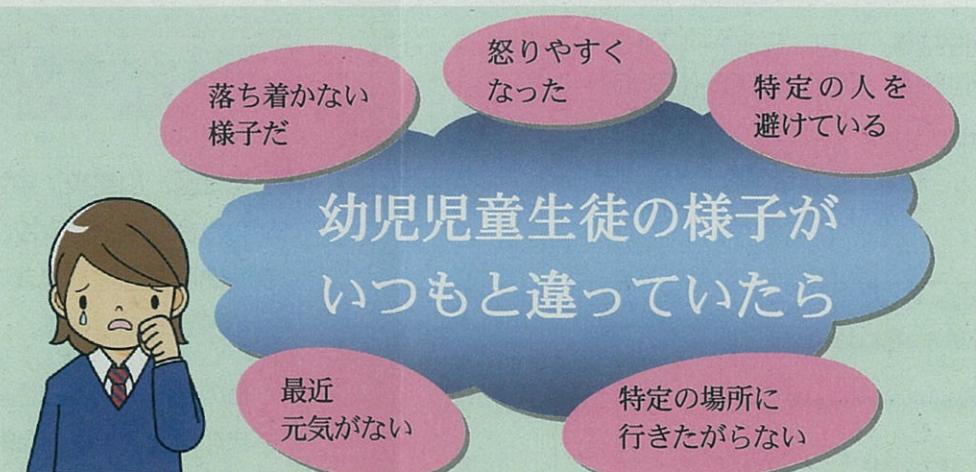
- ①身体に直接触れる必要がある場合は、基本3にそって幼児児童生徒の気持ちや意志(思)を読み取り、例えば、言葉での確認などを行なながら指導や介助にあたりましょう。
- ②指導中や介助中に幼児児童生徒の表情が変わったり、身体の緊張が急に強くなったりしたときは、いったん止め、原因を探りましょう。



基本 5

プライバシーを守る配慮をすること

- ①着替え、排せつ、女子の生理の手当ての必要があるときは、その場の状況を踏まえ、幼児児童生徒の気持ちに配慮した適切な会話(やりとり)を心がけ、適切な場所で行いましょう。
- ②机やロッカーなどの中にある幼児児童生徒の持ち物や衣類などを、取り出したり探したりする必要が生じたときは、本人の了解を得てから行いましょう。



* 幼児児童生徒の変化を見逃さないように*

幼児児童生徒にいつもと違う様子が見られたら、お互いに教職員が声をかけ合って、行動の変化を確認し、見逃さないようにしましょう。

* 教職員と保護者が連携した速やかな対応を*

学校で幼児児童生徒の変化に気がついたときは、すぐに学校内で相談し、保護者等と連絡を取り合って、情報を共有する必要があります。

幼児児童生徒から事情を聞く場合は、心と身体の両面のケアに留意しながら、子どもの立場に立った対応が必要です。

まず、落ち着ける場所を用意し、幼児児童生徒が安心して自分から話(意思表示)ができる教職員が対応にあたりましょう。このとき同性の学校職員が対応したり、複数の教職員が対応したりなどの配慮が必要です。

学校としての具体的な取組

何よりもセクハラを予防することが重要です。そのためには、年度初めにセクハラ相談員を中心として、どのような取組を行うのかについて計画を立て、全職員で確認する必要があります。年度の途中においては、定期的に再確認したり、見直したりすることが必要です。

次に示すものはその取組の例です。

■ 学校全体では、どのような取組がありますか？

セクハラ相談員の周知

- * 複数指名(男女)
- * ポスター等を掲示
- * 保護者に文書を配布



明るく開かれた学習空間・生活空間

死角となる場所はないか！
密室となる場所はないか！

校舎内や校地内の見回りをしましょう

幼児児童生徒への計画的な指導

学校保健計画等に位置づけ、学校の教育活動全体を通じて計画的に指導していくべきでしょう。

関係者から意見を聴いて改善

* セクハラ対策委員会
* 1000か所ミニ集会
* 学校関係者評議会等
意見を聞き必要に応じ改善を！

■ 教職員は、どのようなときに研修したらよいのですか？

○日ごろから「幼児児童生徒の心理や障害の状態に配慮したかかわり方は、どうあるべきか」について、生徒指導や教育相談に関する会議などを活用して研修を行います。

■ 幼児児童生徒の学習内容として考えられることは？

○心身の成長や学校生活上の諸課題について、幼児児童生徒の発達の段階や年齢に応じた指導内容を検討し、各教科、道徳、特別活動などで学習の機会を設けます。

《学習内容の例》

- 「着替えの仕方」「トイレの使用方法」
- 「心身の成長と自己管理」「自分を大切にする感情の育成」
- 「異性(または同性)の理解と適切な接し方」
- 「嫌なことや危険なことから自分を守る方法(校内、校外)」「携帯電話やメールの適切な使い方」等

○保護者と十分に相談し、必要に応じて個別の指導計画や個別の教育支援計画に位置づけ、長期的な見通しをもって学習を進めます。

